

# 「東京都公立学校特別支援教室専門員」 Q&A

## 応募資格

Q：教員免許状がなくても応募できますか？

A：臨床発達心理士等の発達障害の支援に関する専門的な資格を持ち、学校での児童・生徒の支援の経験がある方や、特別支援教育支援員等としての実務経験が2年以上（採用日現在）ある場合は応募することができます。

Q：大学卒業見込みですが応募できますか？教員免許状の種別はなんですか？

A：大学卒業見込みでも、採用日の前日までに教員免許状を取得見込みの場合は応募することができます。教員免許状については、種別は問いません。

Q：年齢制限はありますか？

A：年齢制限はありません。心身ともに健康であり、職務遂行が可能な方であれば、御応募いただけます。

## 業務内容

Q：児童に授業等で指導することはありますか？

A：授業を受け持つことや、児童を指導することはありません。

Q：「教材作製」は、具体的にどのようにすればよいのでしょうか？

A：どのような教材を作製するかは教員の指示に基づき行うことになります。

## 身分・待遇

Q：加入する社会保険の種類、種別は何ですか？

A：協会けんぽ、厚生年金保険、雇用保険、労災保険です。

Q：非常勤として採用された場合、将来的に常勤職員になれる可能性はありますか？

A：雇用形態が非常勤職員から常勤職員となることはありません。

## 勤務形態等

Q：勤務時間は何時から何時までですか？残業や休日出勤はありますか？

A：勤務時間は、学校により若干異なりますが、おおむね午前8時から午後5時までの間で指定されます。残業はありません。また、土日祝日であっても、学校行事等で年間数回程度出勤していただく場合があります。

Q：人事異動で勤務校が変更になることはありますか？

A：同一区市町村内で別の学校に配属になる場合もあります。

その他ご不明な点があれば、下記までお問い合わせください。  
東京都教育庁都立学校教育部特別支援教育課 ☎ 03-5320-6750